

お知らせ  
&ご案内  
12月上島町営住宅  
入居者募集

上島町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

■公募期間 12月8日まで

■空家住宅名

岩城地区 計3戸

石ヶ坪B棟 107号

石ヶ坪C棟 201号

石ヶ坪C棟 305号

魚島地区 計1戸

第2住宅 203号

■家賃

公営住宅については、公営住宅法第16条の規定より認定された収入に基づき毎年家賃を算出します。

■入居の申込資格

- ①入居申込をした日において、公営住宅法施行令第6条第5項第3号に規定する収入の額を超えない者
- ②現在住宅に困窮している者
- ③町民税その他の公課を指定期限までに納付している者であること

④敷金として家賃3ヶ月分相当する額を納付できる者

■入居者の決定

実情を調査し選考のうえ決定します。

■申込に必用な書類

①町営住宅入居申込書

②所得を証明する書類（所得課税証明書、納税証明書、印鑑証明書）

■申込期間 公募期間内

■問い合わせ先

弓削支所生活事業課

TEL 77-2500

生名支所産業建設課

TEL 76-3000

岩城支所建設課

TEL 75-2500

魚島支所産業建設課

TEL 78-0011

ウィンターボランティア  
キャンペーン2006

ボランティア活動に

参加してみませんか？

皆さんが自然にボランティア活動に参加できるよう「サマーボランティア・キャンペーン2006」に続いて、「ウィンターボランティア・キャンペーン2006」が開催されます。

キャンペーン期間中は、さまざまなボランティアが募集されています。せとうち交流

館等で配布しているボランティアイベントブック（ボランティア募集情報を掲載した冊子）をご覧ください、自分に合ったボランティアを見つけ

たら、そのボランティア活動に参加してみませんか？

自分の意思で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう。なお、ボランティアイベントブックの情報は、愛媛ボランティアネットにも掲載しています。

URL <http://nv.pref.ehime.jp/>

■期間

平成18年12月1日（金）

～平成19年1月31日（水）

■対象者 一般県民

■ボランティアイベントブック配布場所

せとうち交流館、上島町各総合支所等に設置

■問い合わせ先

せとうち交流館

TEL 77-2252

愛媛県県民活動推進課 NPO・ボランティア係

TEL 089-912-2305

製造事業所の皆様へ  
統計調査にご協力ください

平成18年度工業統計調査を  
12月31日現在で行います

調査の実施に当たっては、  
本年12月から来年1月にかけて

て調査員がお伺いします。  
調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき調査内容の秘密は厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

なお、調査員は、愛媛県知事から任命された地方公務員で、知事が交付した「調査員証」を必ず身に付けていますので、ご確認ください。

経済産業省・愛媛県・上島町  
今治法務局「知っ得情報」No.16

戸籍の届書って  
証明してもらえるの？

市町村で受理した戸籍の届書は、翌月になると管轄法務局に送付され、法務局で2年間保存されます。届書は原則として非公開とされていますが、届書によらなければ身分関係や、法律等で戸籍届書の証明を交付することが許される場合があります。一例を挙げると、郵便局の簡易保険の死亡保険金請求のために死亡届書の記載事項証明を請求することができます。戸籍の記載事項証明書は死亡保険金の受取人ご本人が保険証書、身分を証明するもの（免許証等）を提示して請求することができ

ます。事案に応じて必要な書類が異なりますので、不明な点は法務局までお問合せください。

■問合せ先

松山地方法務局今治支局

TEL 089812210855

上海便・ソウル便体験  
モニターツアー参加者募集

松山空港国際線を利用したモニターツアーを実施します。（旅行代金の一部を協議会が負担）。ツアー終了後、簡単なアンケートにご協力ください。

募集人数

出発日

名

ツ

ア

ー

名

新口ケ地巡りを楽しむ  
ソウル新発見

12/10、1/14・21（3日間）  
12/5・19、1/16（4日間）

89組（178名）

ピョンテク訪問と文化交流4日間

1/30

15組（30名）

フライブルグ  
&ロマンティック街道8日間

3/13

25組（50名）

雲南（麗江・大理）世界遺産の旅

1/15、2/5

25組（50名）

古都西安・水郷蘇州5日間

1/29、2/26

25組（50名）

世界遺産・東南アジア歴史の旅

1/22、2/12、3/5

20組（40名）

■問合せ先

松山空港利用促進協議会事務局  
(県庁国際交流課内)

TEL 089-912-2311

※料金や申込方法等は、協議会ホームページまで

<http://matsuyama-airport.co.jp>

北朝鮮人権侵害問題啓発週間が定められました

12月10日～16日

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

働くあなたが困ったときに お電話ください！

育児・介護・家事代行の情報を無料で提供します

2020テレフォン TEL 089-934-2020

受付時間 月～金曜日(祝日除く) 9:30～16:30

インターネットでも情報をご覧になれます

<http://www.2020net.jp>

～ 財団法人 21世紀職業財団愛媛事務所 ～

12月の潮汐表

| 日     | 潮 | 高 潮   |     |       |     | 低 潮   |     |       |     |
|-------|---|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|       |   | 時刻    | 潮位  | 時刻    | 潮位  | 時刻    | 潮位  | 時刻    | 潮位  |
| 1(金)  | 若 | 7:49  | 305 | 20:02 | 313 | 1:33  | 84  | 13:59 | 99  |
| 2(土)  | 中 | 8:50  | 332 | 20:51 | 317 | 2:27  | 56  | 15:02 | 96  |
| 3(日)  | 中 | 9:45  | 356 | 21:36 | 319 | 3:16  | 29  | 15:57 | 93  |
| 4(月)  | 中 | 10:34 | 373 | 22:19 | 319 | 4:02  | 7   | 16:47 | 94  |
| 5(火)  | 大 | 11:21 | 382 | 23:00 | 316 | 4:46  | -7  | 17:34 | 97  |
| 6(水)  | 大 | 12:07 | 383 | 23:41 | 309 | 5:28  | -13 | 18:19 | 104 |
| 7(木)  | 大 | -     | -   | 12:52 | 375 | 6:10  | -9  | 19:03 | 113 |
| 8(金)  | 大 | 0:22  | 298 | 13:36 | 361 | 6:52  | 3   | 19:47 | 123 |
| 9(土)  | 中 | 1:04  | 284 | 14:21 | 343 | 7:34  | 23  | 20:33 | 132 |
| 10(日) | 中 | 1:49  | 269 | 15:07 | 324 | 8:17  | 48  | 21:22 | 139 |
| 11(月) | 中 | 2:40  | 252 | 15:55 | 304 | 9:03  | 75  | 22:16 | 142 |
| 12(火) | 小 | 3:42  | 238 | 16:46 | 287 | 9:54  | 103 | 23:15 | 140 |
| 13(水) | 小 | 4:57  | 230 | 17:39 | 274 | 10:53 | 127 | -     | -   |
| 14(木) | 小 | 6:19  | 233 | 18:30 | 266 | 0:16  | 133 | 12:05 | 145 |
| 15(金) | 長 | 7:32  | 245 | 19:18 | 262 | 1:13  | 120 | 13:21 | 154 |
| 16(土) | 若 | 8:30  | 262 | 20:02 | 261 | 2:01  | 103 | 14:27 | 156 |
| 17(日) | 中 | 9:18  | 282 | 20:42 | 264 | 2:42  | 85  | 15:21 | 152 |
| 18(月) | 中 | 9:59  | 303 | 21:20 | 270 | 3:19  | 65  | 16:05 | 146 |
| 19(火) | 中 | 10:37 | 322 | 21:58 | 277 | 3:55  | 45  | 16:45 | 139 |
| 20(水) | 大 | 11:15 | 338 | 22:37 | 284 | 4:32  | 27  | 17:23 | 132 |
| 21(木) | 大 | 11:53 | 351 | 23:17 | 291 | 5:09  | 11  | 18:01 | 124 |
| 22(金) | 大 | -     | -   | 12:32 | 358 | 5:48  | 1   | 18:40 | 117 |
| 23(土) | 大 | 0:00  | 296 | 13:12 | 360 | 6:30  | -2  | 19:21 | 111 |
| 24(日) | 中 | 0:45  | 298 | 13:54 | 356 | 7:13  | 2   | 20:04 | 106 |
| 25(月) | 中 | 1:34  | 296 | 14:39 | 346 | 8:00  | 15  | 20:50 | 101 |
| 26(火) | 中 | 2:29  | 291 | 15:27 | 333 | 8:50  | 34  | 21:41 | 95  |
| 27(水) | 小 | 3:31  | 285 | 16:19 | 318 | 9:46  | 59  | 22:37 | 89  |
| 28(木) | 小 | 4:43  | 282 | 17:15 | 303 | 10:50 | 85  | 23:39 | 79  |
| 29(金) | 小 | 6:02  | 285 | 18:16 | 292 | -     | -   | 12:04 | 107 |
| 30(土) | 長 | 7:20  | 296 | 19:17 | 285 | 0:45  | 65  | 13:25 | 120 |
| 31(日) | 若 | 8:31  | 314 | 20:15 | 283 | 1:49  | 47  | 14:41 | 124 |

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

年金受給者の皆様へ  
「現況届」の提出が  
原則不要となります

年金受給者の皆様から、毎年誕生日に現況届を提出していただいていたましたが、平成18年10月から住民基本台帳ネットワークシステムを活用して、年金受給している方の現況確認を行うことになり、原則として現況届の提出が不要となりました。

※12月生れの方から、不要になっています。

次の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

● 社会保险庁で保有している本人基本情報(氏名・性別・生年月日・住所)と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が一致しない方。

※別途、ご案内の通知を行います。

● 加給年金を受けられている方で、生計維持確認届の提出が必要な方。

※別途、生計維持確認書を送付します。

● 障害年金を受給している方

・ 所得状況の確認が必要な方は、従来どおり住所地の市町村に現況届の提出が必要です。

・ 障害の程度について確認が必要な方は、社会保险庁から送付する診断書が必要です。

家屋を取壊したときは  
届け出してください！

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)に土地、家屋、売却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人が納める税金です。

家屋を取壊したときには、各総合支所の税務担当課の窓口で「家屋滅失届」をご提出ください。

なお、建物滅失の登記を済ませた場合は、登記済通知書により取壊し年月日等が確認できますので、この届出は必要ありません。

